



補助対象になる住宅改修の種類

- 手すりの取り付け
- 段差解消
- 引き戸等への扉の変更
- 床材変更(滑り防止・円滑な移動)
- 洋式便器への取り替え

※対象となる住宅は住民票上の住所の住宅
 ※限度額は、同一住宅につき20万円
 (支給限度額は18万円)



補助対象になる福祉用具の種類

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 移動用リフトのつり具

※指定事業者から購入した福祉用具が対象
 ※限度額は年間10万円
 (支給限度額は9万円)



介護保険料を年金から差し引かれている人へ

4月からの仮徴収について

介護保険料は本人の所得や年金収入額、世帯の課税状況によって決定します。

しかし、当年度の所得は6月以降でないと決まらないため、4月、6月の徴収額は前年に年金から差し引かれている場合、2月と同じ保険料額を仮徴収として差し引きます。

7月には、年間の保険料額が決定するので、仮徴収した金額を差し引いた保険料を10月、12月、2月に本徴収として差し引きます。

▼平成26年度年間介護保険料

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収	仮徴収	仮徴収	本徴収 (年間保険料 - 仮徴収額)		

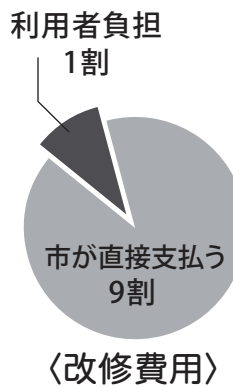
※26年2月の差引額と同額を天引き
 ※8月は年間を通じてできるだけ均等になるように調整した金額になります



このコーナーでは、高齢者介護課から高齢者の暮らしに役立つ情報や制度のお知らせをしていきます。また、市内で介護予防活動などを実施している元気な団体の紹介なども行っていきます。

介護保険の要介護、または要支援認定を受け、在宅で生活している人を対象に、生活の自立や転倒防止、介護者の負担軽減に必要な住宅改修や福祉用具購入の費用9割分を介護保険給付費として支給しています。改修や購入する前に事前申請が必要で、事前申請がないものは対象になりませんので注意してください。申請の手続きはケアマネジャーが行いますのでご相談ください。

住宅改修と福祉用具購入の補助について
 居宅での暮らしを支える介護サービス



住宅改修費の受領委任払いが始まります
 生活保護受給者または住民税非課税世帯の人で、改修費を一旦全額支払うことが困難な人を対象とした「受領委任払い」制度が今月から始まります。
 これは、利用者が1割のみを支払い、残りの9割を市が住宅改修事業者に支払うことができる制度です。申請の手続きはお問い合わせください。

▼夜須町添地ニコニコ会



参加してみませんか?

いきいきクラブ

いきいきクラブでは、高齢者を対象にした介護予防活動を行っています。住み慣れた地域で楽しく過ごせる場として、月に1回程度、市内46カ所の集会所や公民館で開催しています。

参加者の高齢者だけではなく、ボランティアの人たちも集まることを楽しみにされ、毎回笑顔が絶えない活動になっています。皆さんも「いきいきクラブ」に参加してみませんか?

まちのあかりをLEDにしています

香南市では、平成23年から市内の防犯灯を約10年計画で、すべてLEDに交換し、環境に優しいエコなまちづくりを進めています。

防犯灯を「LED化申請」していない地区の代表者は、地域支援課へ連絡をいただくと、防犯灯位置図と申請書を作らせていただきます。

防犯灯の新規設置や灯具交換の際には、補助金等を活用して交換していきましょう。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。



LEDの良いところ

- 1 長寿命
 寿命は約10~15年と蛍光灯の4倍。電球交換の回数も少なくコスト削減に。
- 2 電気代がお得!
 少ない電気料で今までの明るさを確保できる。
- 3 虫が寄りにくい
 虫が好む紫外線を発しないので、ホコリや虫がつきにくく灯具が汚れにくい。

LED化事業 既存の防犯灯をLEDに!

商工業の振興を目的とした装飾街路灯以外のものです。

古くなった灯具から順次交換!

町内会(自治会)などが電気料を支払っている防犯灯に限り、古くなった灯具(約10年以上もしくは老朽が著しいもの)を無料でLEDに交換します。一度、申し込んだ町内会等は、再申し込みの必要はありません。

すでにLEDになっている灯具についての取り替えは「防犯灯設置事業費補助金」をご利用ください。

■対象団体 …町内会(自治会・協議会)

■提出物

- ①お客様番号および防犯灯数が明記された電気料の領収書(四国電力発行の口座振替済通知書など)
- ②口座引き落としの場合は通帳

■提出先と期限

地域支援課へ6月16日(月)までに提出を。

※一度、申込みの組織で「LED希望順位変更」の場合は5月30日(金)までに変更連絡をしてください

防犯灯設置 事業費補助金

壊れた防犯灯をLEDに取り替えます

町内会(自治会)などが管理する防犯灯の新設・修繕に対して、必要度の高いものから補助金を交付します。

■対象団体 …町内会(自治会・協議会)

■補助対象事業(灯具はLEDのみ)

- ①防犯灯の新設
 - ②老朽化した木柱を鋼柱に更新
 - ③老朽・災害による灯具の取り替え・補修
- ※蛍光球・水銀灯・白熱球への取り替えは対象外
 ※木柱への立て替えは対象外

■補助率 …100%以内(上限あり)

ただし、上記③でLEDからLEDの取り替えに対する場合の補助率は50%以内

■募集時期

【新設】第1次締切り…5月末日・第2次締切り…11月末日
 【修繕】随時受け付け

お願い 切れた・切れそうな防犯灯を発見したら



問い合わせ
 地域支援課
 ☎57-8503

「コシノ32」という電柱の防犯灯が切れています!

ポールについている防犯灯など、電柱番号番号が分からない場合は、目印になるものや場所を教えてください。

地区の防犯灯と分かる場合は、地区の代表者に連絡を! 分からない場合は「四国電力」の表示プレートに書かれた電柱番号を市役所へ連絡してください。



四国電力の表示プレート

電柱番号の見方



NTTの表示プレート

※表示プレートの上下が逆の場合もあります

↑(注)LED防犯灯です